

幸手都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路 3・4・42 幸手五霞線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・4・42	幸手五霞線	幸手市大字上高野字織部前	幸手市大字上吉羽字堤外	幸手市東四丁目	約4,140m	地表式	2車線	16m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差5箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成25年6月）を定めました。
指針に基づき、幹線街路に該当する都市計画道路の構造の適正さの再検証を行った結果、3・4・42 幸手五霞線については、交差点の一部区域を変更することとしました。
本路線と交差する首都圏中央連絡自動車道の整備にあたり、周辺道路の交通処理方法を再精査した結果、3・3・74 幸手インター連絡線と一般県道並塚幸手線の交差形式を立体交差から平面交差へ変更することとしました。これに伴い、本路線と幸手市道1-24号線との交差点構造を検討した結果、幸手市道1-24号線の左折帯が不要となりました。このため、本路線の一部区域を変更するものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、幸手都市計画道路（埼玉県決定）の変更についての理由を示したものです。

I. 幸手都市計画区域における位置等

幸手都市計画区域に含まれる土地の区域は幸手市、宮代町及び杉戸町の全域で、都心から約40kmから50km圏にあり、埼玉県の北東部に位置しています。

【3・4・42幸手五霞線】

当該路線は、国道4号を起点として、幸手市内を南北方向に縦断し茨城県境へ至る延長約4,140m、幅員16mの幹線街路です。

II. 変更の必要性

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成25年6月）を定めました。

指針に基づき、幹線街路に該当する都市計画道路の構造の適正さの再検証を行った結果、3・4・42幸手五霞線については、交差点の一部区域を変更することとしました。

【変更理由】

本路線と交差する首都圏中央連絡自動車道の整備にあたり、周辺道路の交通処理方法を再精査した結果、3・3・74幸手インター連絡線と一般県道並塚幸手線の交差形式を立体交差から平面交差へ変更することとしました。これに伴い、本路線と幸手市道1-24号線との交差点構造を検討した結果、幸手市道1-24号線の左折帯が不要となりました。このため、本路線の一部区域を変更するものです。

III. 変更の内容

名 称	延 長	車線の数	幅 員	内 容
3・4・42幸手五霞線	約4,140m	2	16m	一部区域の変更